

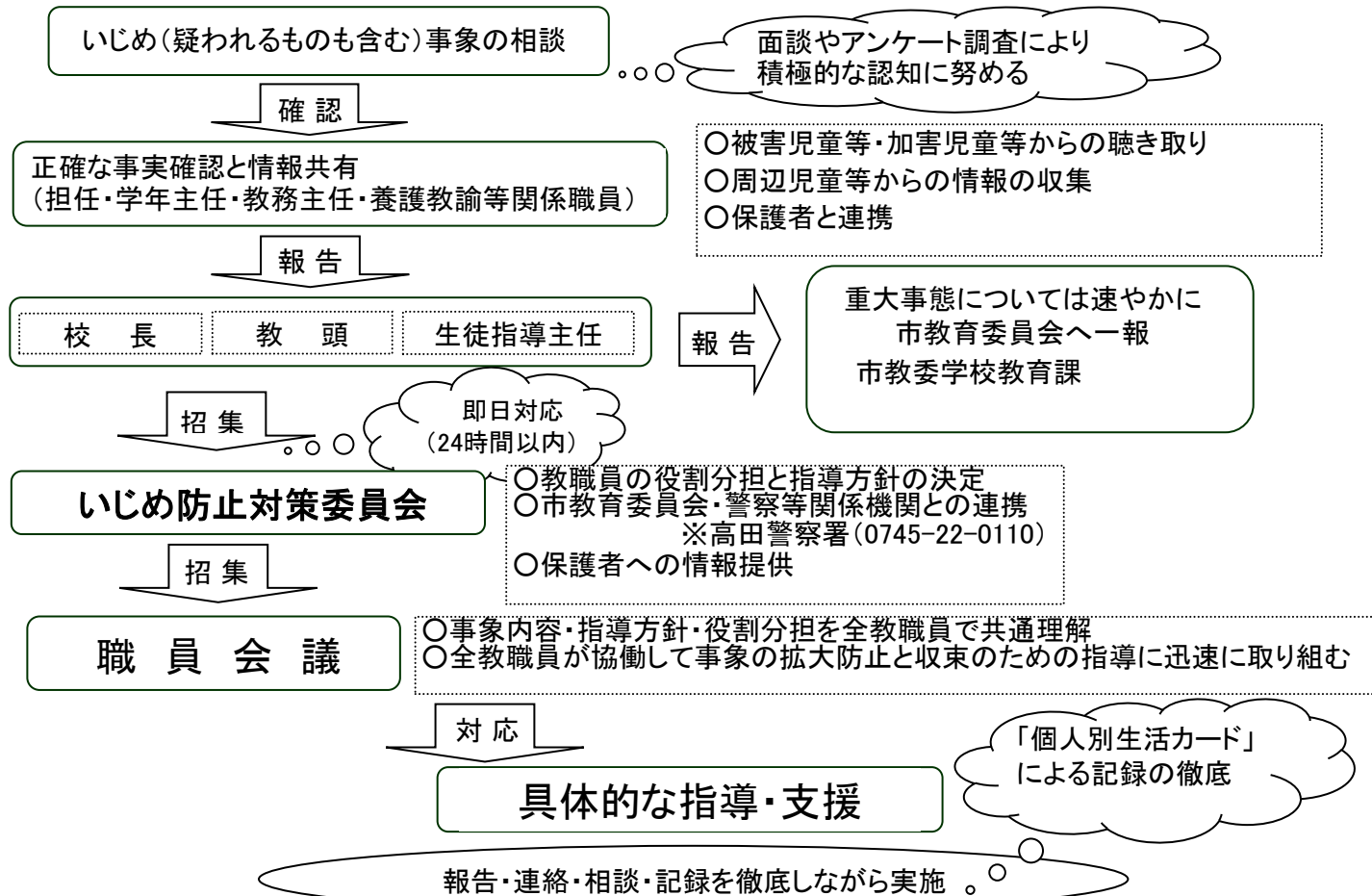
いじめ防止対策委員会

22条

校長・教頭・教務主任
 生徒指導主任・養護教諭・特別支援
 低学年担当・中学年担当・高学年担当
 教育相談担当者
 ※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家の参加を願う。

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確実にし、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

組織対応の流れ



被害者への支援

- 共感的に受け止める
- 伝えること
 - ・学校として「何としても守る」という姿勢
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・身体の被害状況(診断書)
 - ・金品の被害状況
 - ・カウンセリングの必要性
 - ・警察への被害申告の意志
 - 留意すること
 - ・再発や潜在化
 - ・保護者への説明と保護者の考えの確認

加害者への指導

- 毅然とした態度で
- 伝えること
 - ・いじめは決して許されない行為であること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・自分の行為が重大な結果につながった
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・加害者の心理的背景(ストレス・自己存在感等)
 - ・加害者が被害者になること
 - ・保護者との連携

友人・知人への指導・支援
(観衆・傍観者等)

- みんなを守るという姿勢
- 伝えること
 - ・いじめられた側の心の痛み
 - ・観衆や傍観者も加害者であること
 - ・プライバシーの保護
 - 確認すること
 - ・カウンセリングの必要性
 - 留意すること
 - ・観衆や傍観者が被害者になること

再発防止のための保護者・地域と連携した見守り

市・県教育委員会への報告

重大事態への対応

- ・速やかに県教育委員会に報告するとともに、必要に応じて警察等関係機関に連絡する
- ・市・県教育委員会の支援のもと、管理職を中心として学校全体で組織的に対応、迅速に事案解決に努める
- ・事案により、当事者の同意を得た後、説明文書の配布や緊急の保護者会等の開催について検討する